



おとなの時間 法律相談所

第4回

遺言を書く意味と良い遺言とは

遺言を書く意味とは

遺言にかかわる仕事を10年以上続けていますが、ここ数年、「遺言を書く」ということが以前と比べて広く一般に普及してきたように感じます。しかし、遺言を書きたがらない高齢者がまだいらつしやるのも事実です。それは、遺言内容を考える行為が「死と向き合う」ことであり、不吉なことだと誤解されていることが一つの要因である気がします。でも果たして、そのような後ろ向きな作業なのでしょうか？

遺言には、次のような大きな意味があると考えます。

- ① 自分の“遺志”をきちんと表明する
 - ② 相続人間の“争族”を防ぐ
 - ③ 相続・遺産整理手続きの円滑化
- つまり、遺される家族等への最後の愛情の表現の場であり、“想い”が次世代へと承継されるとても前向きな行為が遺言なのです。
- 前述の②③の観点からみれば、遺言は、いわば先立つ者の義務でもあるとも言えます。

良い遺言書作成のポイント

遺言者の遺志・想いがきちんと表現され、それを読んだ方が遺言者の意図・希望を明確に理解できるものが良い遺言書だと言えるでしょう。

① 明確な表現
曖昧な表現は、紛争のもとです。解釈が分かれるような書き方をしないか気を付けましょう。

② 遺留分を考慮
取り分の少なかつた相続人から遺留分減殺請求が出されないように、遺留分の侵害をしていないかどうかの配慮も必要です。

③ 相続税課税の有無を考慮
相続税に関して、申告が必要になるか、さらに納税が必要になるか、その際の納税資金はどうするのか等まで考慮して、遺産の承継先とその財産の中身を

④ 遺言執行者の定め

遺言内容を具体的に実現させるため、予め信頼できる相続人又は法律家等の第三者を「遺言執行者」に指定しておくことと安心です。非協力的な相続人や行方不明・音信不通な相続人がいたとしても、遺言執行者により肅々と遺言の内容・趣旨が実行され、「遺志」が具現化されます。

⑤ 付言（フグエン）で最後のメッセージ

遺される方々への最後のメッセージ（遺言内容の意図や趣意、自分亡き後の希望等）を書くというちよつとした気持ちで、不満を抱く可能性のある相続人も納得をするケースもあります。法律的な固い内容はわかりでなく、素直な“想い”を伝えることも重要です。

⑥ 定期的な見直し

一度作つたらおしまいでなく、遺す



講師

宮田総合法務事務所代表
宮田 浩志 先生

1974年7月3日生まれ
東京学芸大学附属小金井中学校卒
東京学芸大学附属高等学校卒
早稲田大学法学部在学中に宅地建物取引主任者資格・行政書士資格・司法書士資格を取得し、2000年3月に吉祥寺に宮田総合法務事務所を開業する。

簡易裁判所訴訟代理権認定司法書士（認定第301426号）
マンション管理士
住宅ローンアドバイザー
（社）成年後見センター・リーガルサポート会員
（財）武蔵野市福祉公社権利擁護事業運営監視委員
武蔵野商工会議所法律相談員

べき親族等が自分の世話・介護に貢献してくれているか、親交が続いているかを等々きちんと考慮して遺言を臨機応変に書き直すことも大切です。

遺言を書くのは、難しいことではありません。財産の多寡にかかわらず、大切な人へ、あなたの「遺志」「感謝」「愛情」を遺言で伝えてみませんか？

宮田総合法務事務所

【住所】 〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番3号
サニーシティ吉祥寺802号

【営業時間】 平日18:30～19:00

【代表者】 司法書士 宮田浩志

【設立開業】 2000年3月

【事務所構成員】 司法書士2名、法務コンサルティングスタッフ7名

【電話番号】 0422-23-7808

【WEB】 <http://www.legalservice.jp/>